第 22 回

大阪市都市景観委員会

会 議 録

日 時 平成18年9月21日(木)

午前10時~正午

場 所 ヴィアーレ大阪 2階 エメラルドルーム

大阪市都市景観委員会(第22回)

1. 開催日時 平成18年9月21日(木)午前10時~正午	1.	開催日時	平成18年9	9月21日 ((木) 午前1	0 時~正午
-------------------------------	----	------	--------	---------	---------	--------

- 2. 開催場所 ヴィアーレ大阪 2階 エメラルドルーム
- 3. 出席者

(1)委	員	(敬称略)
\ - / - /		(20 L 1 L H)

委	員	長	三	輪	雅	久
委		員	岩	井	珠	惠
			神	野		榮
			孔			怡
			小	林	正	美
			田	端		修
			中	原	茂	樹
			藤	本	英	子
			増	田		昇
			渡	邊	英	_
専ト	門 委	員	嘉	名	光	市
			澤	木	昌	典

(2)市 側

	梅	村	住宅局建築指導部建築企画課長
	植	木	教育委員会事務局生涯学習部研究主幹
	藤	野	ゆとりとみどり振興局緑化推進部長
	永	井	建設局土木部工務課長
	平	尾	建設局管理部路政課長
	薮	内	港湾局臨海地域活性化室開発調整課長
	金	城	交通局建設部課長代理
	北	村	計画調整局計画部長
事務局(計画調整局)	井	上	開発企画部地域計画担当部長
	坊	農	開発企画部都市デザイン課長
	高	林	開発企画部都市デザイン課長代理

 林
 開発企画部都市デザイン課担当係長

 野
 口
 開発企画部都市デザイン課担当係長

 山
 本
 開発企画部都市デザイン課

4. 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - 1) 経過報告
 - ・条例施行に伴う取り組みについて
 - 2) 景観形成推進計画策定に向けた今後の進め方について
 - 3) その他
 - ・大阪市景観計画に基づく大規模建築物等の届出マニュアル (仮称) の作成に ついて
- 3 閉 会

[配付資料]

- ・資料 1 景観形成の具体化・詳細化に向けた取り組みについて
 - 2 景観計画策定後の景観法等に基づく施策の実施状況
 - 3 市域の分類と景観形成の目標・イメージ
 - 4 大阪市景観計画に基づく大規模建築物等の届出マニュアル(仮 称)の作成について

[参考資料]

- 1 大阪市景観計画の策定(大阪市広報)
- 2 景観計画に基づく行為の届出関連資料
- 3 大阪市景観整備機構の指定に関する事務取扱要綱

5. 議事の概要

○事務局

出席確認、開会挨拶、資料確認

○三輪委員長

皆さん、お久しぶりでございますが、よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、都市景観委員会運営要綱3の(3)に基づき、議事録署名人として、こちら側で神野委員、こちら側から渡邊委員、お2人にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、議事次第に従いまして、本日の議題に入らせていただきます。

議題の1、条例施行に伴う取り組みについて、これにつきまして、まず事務局の方から 説明をお願いいたします。

○事務局

恐れ入りますけれども、着席にて説明をさせていただきます。

専門部会の議論等を踏まえまして作成した資料につきまして、事務局から説明させてい ただきます。

まず、資料の1をごらんいただきたいと存じます。タイトルで、景観形成の具体化・詳細化に向けた取り組みについてという資料でございます。A3横長になっておりますが、左半分につきましては、今現在定められている大阪市のマスタープランでございます基本計画、あるいは景観法の施行の大綱的な枠組みでございます大阪市の景観計画の概要につきまして記載をいたしております。右側に、具体化・詳細化に向けた取り組みといたしまして、今ご審議いただこうと考えております大阪市の景観形成推進計画の位置づけあるいは概要につきまして俯瞰できるような形で資料を作成しております。

まず、一番左側に記載されております大阪市の基本計画といいますのは、平成17年12月に大阪市のマスタープランとして策定されております。その中に景観に関する政策目標として、魅力ある景観やうるおいを感じる空間を創出するということをうたっておりまして、具体的にはその下段に5項目ほど並べておりまして、大阪市の景観に関する方向について大きな見出しというものを掲げております。

この基本計画を受けると同時に景観法が施行されたことを踏まえまして、大阪市におけます景観法施行後の大きな大綱的な枠組みとして、その右側のところになりますが、景観計画というものを18年4月に策定をいたしております。この景観計画につきましては、景

観法の諸制度等を活用するということをできるような基盤づくりのために定めておりまして、別紙の別添にございますが、参考資料の方の1をごらんいただきたいと存じます。A4の表裏になっておりますが、大阪市公報という見出しがございまして、その裏側のページの左下をごらんいただきたいと存じます。大阪市告示第157号という見出しがございますが、景観法第8条第1項の規定により、大阪市景観計画を定めたので、告示あるいは公衆の縦覧に供するということで、平成18年2月17日に大阪市の景観計画が策定されております。

もとに戻っていただきまして、その景観計画の主な概要につきましては、これまでも景観委員会でご報告等させていただいておりますが、簡単におさらいをさせていただきますと、この大きな大綱的な景観形成の枠組みといたしまして、基本目標を「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」という目標を掲げております。また、基本法方針といたしまして、市域の景観の向上と、地域特性を生かした都市景観の形成を基本法方針として定めておりまして、具体的な景観形成の施策の方向といたしまして4項目掲げております。

1つ目が、地域特性などを踏まえた景観計画の充実化や詳細化を図るということでございます。2つ目が、都市景観の大きな要素である建築物等について、良好な景観の形成のために必要な行為の制限を行うなど、建築物等の誘導による良好な景観形成を図るということでございます。3つ目といたしまして、景観上重要な建造物や樹木などの保全と活用。4つ目といたしまして、市民・事業者・NPOなどとの連携・協働というものを、以上4項目を景観形成方策の方向として掲げております。

この2つの大阪市のマスタープランあるいは大綱的な枠組みである景観法に基づく景観 計画を受けまして、よりそれを前進させるような具体化、詳細化に向けた取り組みが右側 にございます景観形成推進計画の位置づけになってまいります。

右側の上側のところの破線で囲っているところに位置づけを記載させていただいております。大阪市景観計画で定めている景観形成の基本目標・基本方針の実現を図るために必要な施策の推進に係る計画を定めるという形で、今回の景観形成推進計画を策定するということが、大阪市の都市景観条例の中で位置づけをされております。

取り組み期間につきましてはおおむね3年間というふうに考えておりまして、今日の段階では十分にお示しできる状況ではございませんが、その推進計画の中では達成すべき目標、あるいは実施すべき施策内容、手順等につきまして定めてまいりたいというふうに考

えております。

この推進計画の策定、あるいは今後見直し等する場合には、この本都市景観委員会の意見を聞くという形に景観条例上もなっております。また、計画の具体的な内容につきましては、景観委員会のもとで設置されます景観形成推進計画検討部会におきまして協議検討いたしております。

景観計画の策定に当たりましての視点といたしまして、その左下のところに四角の囲みで示しております。この推進計画策定に当たりましては、まず景観形成を推進する場合、市民の共有できる景観形成の目標イメージを探しあてながら組み立てていくことが重要であるというふうに考えております。

しかし、本市の現況を踏まえますと、景観形成の目標イメージが成熟しているところは少なく、都心部の一部等に限られているという状況がございます。そこで、今後重点的に取り組むべき景観形成上の課題や、これまでの行政や地元による景観形成の取り組み状況に応じまして、市域を幾つかのタイプに分類いたしまして、目標・イメージを明確にできるところは景観形成の取り組み方向を示した上で、景観形成推進に向けた効果的な施策展開を伴ってまいりたいというふうに考えております。また一方、目標・イメージの熟度がまだ十分でない、低いところにつきましては、まず目標・イメージづくりに向けて取り組むことが重要であるというふうに考えております。

このような視点に立ちまして、景観形成推進計画では、市域の景観の向上に向けた景観施策の取り組み方針、具体的には市域全域で景観法の諸制度を活用できるような基盤づくりというものを大阪市の方できっちりつくり上げていくと同時に、地域特性を生かした都市景観の形成に向けた景観施策の活用方策、景観の目標づくりでございますとか効果的な景観法の施策展開というものを示していくことが推進計画の中身になると考えております。

あわせまして、景観施策の推進に向けた庁内の体制づくり等についてもお示ししてまい りたいというふうに今考えております。

また、この景観形成の推進に当たりましては、大阪市の方で別途まだ行っております途中でございますが、地域別の景観特性調査の内容というものも反映させながら進めてまいりますというふうに考えております。

このような視点に立って、景観形成推進計画の今のところの大まかな構成というのをその右側で、項目出しだけをさせていただいております。

大きく3つに分けておりまして、まず1つ目の一番上のところが、市域全体の都市景観

の向上に向けてということでございます。①、②、③でそれぞれ見出しを記載しておりますが、この概要は、先ほどご説明をいたしました、その表の左側の景観計画のところの景観形成方策の方向にございます2番、3番、4番に記載されている方向性をブレークダウンするような形で推進計画の中に位置づけてまいりたいというふうに考えております。

それから、大きな2番の地域の特性や取り組みを生かした都市景観の形成に向けてというものにつきましては、先ほどの計画策定に当たっての視点で申し上げました、市域を幾つかに分類いたしまして、目標・イメージを持ちつつ施策の展開を図るという、まず入り口の、①でございますが、大阪市で主体的・先導的に取り組む地域と、それから市民・事業者と連携して取り組む地域、これは①以外の地域になりますが、その地域をはっきりさせた上で、それぞれの地域に応じた景観形成目標イメージの確立及び景観法の活用を進めてまいりまして、良好な景観形成を進めていくという形を考えております。

また、3番につきましては、先ほどの1番の市域全体の都市景観の向上に向けてというところにつきましては、建築物のことでございますとか樹木などの都市景観資源、あるいは市民が活用できるような制度につきまして触れておりますが、この3につきましては景観施策の推進に向けてということで、①専門機関の活用、これは本景観委員会でございますとか景観整備機構など、これは②の推進体制づくりにもかかわるんですけれども、どちらかというと行政あるいは第三者機関等の組織にかかわる話について、ちょっと1番と区別した方がいいだろうということで分けております。

この大きな1番と3番につきましては、後ほど資料2の方でもう少し詳しく説明をさせていただきたいと存じます。また、2番の地域特性を生かした都市景観の形成に向けての地域分類に関しましては、次の資料3で説明をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、今回のこの景観形成推進計画というものが、大きな枠組みでございます景観計画の内容をより具体的に進めていくという意味での計画にしていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料の2の説明をさせていただきます。先ほどの資料1の右側のところの 景観形成推進計画の構成というところと関連いたしますので、ちょっと両サイドに置いて いただきましてごらんいただきたいと存じます。

景観計画策定後の景観法等に基づく施策の実施状況についてまとめております。

まず、建築物等の協議・誘導による良好な景観形成、これは先ほどの資料1の右側でいいますと1の①のところに該当するものでございます。景観計画の基本届出区域内の大規

模建築物等の届出につきましては、景観計画の中に行為制限等定めておりまして、来月、 平成18年10月1日から基本届出区域内の行為の届出を実施する予定になっております。具 体的な取扱要綱につきましては、別添にまた参考資料2でお示ししておりますが、平成18 年8月17日に策定をいたしておりまして、この届出の手続等に関する講習会を平成18年8 月22日に開催をいたしております。

続きまして、景観資源の保全・活用でございますが、これは資料1で申し上げますと、 大きな1の②のところに該当するものでございます。

まず、都市景観資源の登録、情報発信につきましては、現在検討中の段階でございます。 方向といたしましては、区役所と連携して都市景観資源の発掘を行い、都市景観委員会及 びもう1つの部会でございます都市景観資源検討部会における議論を踏まえながら、都市 景観資源の登録に向けての仕組みづくり、基準づくりを行ってまいりたいというふうに考 えております。

また、景観重要建造物・樹木の指定につきましても、現在事務の取扱要綱の作成に向けて検討をいたしております。この景観重要建造物と樹木の指定に関しましても、都市景観資源検討部会において議論をいたしておりまして、その議論を踏まえながら景観重要建造物・樹木の指定に向けての詳細な基準づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、旧条例で位置づけられておりました指定景観形成物につきましての景観重要建造物への移行につきましては、本年度中に検討部会での議論を踏まえながら、移行についての検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、市民・事業者・NPO等との連携・協働でございます。これにつきましては、主には資料1の大きな3番、景観施策の推進に向けての②推進体制づくりにかかわる内容が1つ目に記載をいたしております。景観整備機構の指定・活用でございますが、これにつきましては、大阪市景観整備機構の指定に関する事務取扱要綱というのを参考資料3でお示ししておりますが、策定を平成18年6月20日にいたしております。実際運用開始いたしておりまして、平成18年8月11日に社団法人大阪建築士事務所協会と財団法人大阪市都市工学情報センターを景観整備機構に指定いたしております。また、資料2の冒頭で申し上げました景観計画の届出等に関する講習会、あるいは景観の講演会がこの両機構の主催によって開催をされております。

続きまして、景観協定の認可・市民景観協約の認定につきましては、これにつきまして

も現在検討中でございます。方向といたしましては、景観法に基づく景観協定につきましては、締結や変更の際に関係権利者の全員合意が必要となりますので、もう1つの市民景観協約につきましては、協定よりもより使いやすい柔軟な基準で運用できるように考えていきたいというふうに考えております。

また、景観協議会の組織・活用につきましても現在検討中の段階でございまして、組織 する際の手続や条件等を定めた要綱を、できましたら10月末までに策定をしてまいりたい というふうに考えております。

さらに、住民提案制度の活用でございますが、景観法に基づく住民提案が行われるとき の提案条件や提出書類等を定めた要綱の検討を行ってまいりたいと。これも現在検討中の 状況でございます。

別添の資料2と資料3につきまして、簡単ではございますが説明をさせていただきます。資料1を1枚めくっていただきますと、参考資料2がございます。景観計画に基づく行為の届出関連資料というものをホッチキス留めいたしております。1枚めくっていただきまして、事前協議・届出の流れというもののフローを記載いたしております。景観計画の届出区域内で対象となる施設といたしまして、まず大規模な建築物、それから観覧車等の工作物等がございます。大規模な建築物等につきましては、そのフローの左側の流れに沿って進んでまいることになります。具体的には、大阪市で実施いたしております大規模建築物の事前協議制度の中で、この景観法に基づく届出あるいは建築物等の景観につきましての協議を行いまして、その図の真ん中の中段にございますように、景観法に基づく届出というものを建築確認の申請前に提出をしていただくというふうにフローを考えております。また、建築物に該当しない観覧車等々の工作物等々につきましては、大規模建築物事前協議制度には乗っていかないことになりますので、その右側の流れに沿いまして、それらの施設につきましては景観法に基づく届出あるいはその前の事前協議等を行いまして建築確認申請という形で手続を進めてまいりたいと思っております。

次の1枚めくっていただきまして、この行為の届出に関する取扱要綱というものを定めておりまして、この中で、具体的にその次のページ以降にございます様式関係でございますとか、届出の前にあらかじめ市長と協議をするという内容を位置づけております。また、この事前協議あるいは届出に際しまして、折り込んではいないんですけども、A3横長のペーパーがあるかと思います。景観配慮事項説明書というものを、これは法的に位置づけられた様式ではございませんが、景観計画の中で定められております基準についてどのよ

うに設計者あるいは事業者の方が配慮されたかということを、それぞれ空欄のところに記載をしていただくという形をとっております。自己評価をしていただきながら、少しでも周辺等に配慮した、景観の配慮に努めるような形で努力していただくと同時に、私どもとの協議の中で、このチェックリストを使いながら詰めてまいりたいというふうに考えております。

ずっとその後様式関係等ございまして、またA3のとじ込んでいないものが、今申し上げた景観配慮事項の説明書の、例えば記載例というものも示しておりまして、これも設計者等にお渡ししながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、その後につけておりますカラーのA3横長の資料でございますが、景観配慮事項に関する事例集をおつけいたしております。これは、この大規模等の届出をしていただく事前協議の際に、大阪市として具体的に好ましいだろうと思われる事例であるとか、もう少し工夫していただきたいような内容等、具体的に写真等あるいは説明書きをいたしまして、事業者、設計者の方々の参考にもしていただきたいというふうに考えております。

なお、この事例集につきましては、その他の議題の中でもう少し説明をさせていただき たいと存じます。

その次のところでございますが、参考資料 3 に、A 3 のカラーのペーパーの次のところでございます。大阪市景観整備機構の指定に関する事務取扱要綱につきましてお配りいたしております。この要綱に基づきまして、8 月に景観整備機構を指定しておりまして、一番最後のページのところに大阪市の公報の裏側のページの右下のところをごらんいただきたいんですけれども、大阪市告示第888号ということで、景観整備機構の指定を2団体に対して指定いたしましたことにつきまして告示をいたしております。

もとの資料2に戻っていただきまして、現在の景観計画策定後の景観法等に基づく実施 状況でございますが、特にこの資料の中の下のところの景観協定の認可、あるいは市民景 観協約の認定、それから景観協議会の組織・活用といいますのは、市民の共有できる景観 形成の目標イメージをつくり上げていく上で重要な制度という形になりますので、ここの ところにつきましては、できるだけ早く所要の内容につきまして詰めてまいりたいという ふうに今考えております。

資料2の説明は以上でございまして、続きまして資料3をごらんいただきたいと存じます。カラーの横長のペーパーでございますが、資料3関係、まず2枚ほど表形式のものがございまして、その後に資料3-1という形で市域の分類図を載せております。よろしけ

れば地図とこの表を横に並べていただきまして、ごらんいただきたいと存じます。

この資料3につきましては、地域の特性や取り組みを生かした都市景観の形成に向けて、まず市域を幾つかのタイプに分類して探っていくのがいいのではないのかと。この地域の分類から、いろんな諸制度を活用しながら景観計画の充実等を図っていきたいというふうに考えておりまして、その入口といたしまして、その地域の分類をいたしております。

大きく2つに市域の分類を分けておりまして、まず1つ目といたしまして、主体的・先導的に取り組む地域、これは具体的には大阪市の顔となるような、多くの方の目に触れるような地域等を含んでおりまして、その中でも(1)、(2)という形で分けております。

まず、(1)につきましては、景観形成施策に既に取り組んでおりまして、さらに積極的な展開を図る地域といたしまして、具体的には現在要綱等で景観誘導を行っております御堂筋のまちなみ誘導地区でございますとか、建築美観誘導地区、②では屋外広告物の誘導している地域といたしまして、広告物景観形成地区、屋外広告物のガイドプラン指定地区等が該当すると考えております。これらは一定これまでも景観の施策を展開しているところで、さらに積極的な展開を図っていけるところではないかというふうに考えております。

続きまして、(2)の黄色っぽいところでございますが、景観形成上重要で、今後重点 手続に取り組む地域といたしまして、①景観拠点となる地域、これは今後出てくるであろ う大規模な開発地区が想定されます。②が景観軸となる地域で、大河川等の川及びその沿 川地区、③といたしまして景観ゾーンの区域として、景観形成地域、あるいは旧美観地区、 臨海部等が該当するかなというふうに考えております。

その右側に、現在の要綱や計画等で示されている景観形成の目標・イメージ等を示しております。この中で、具体的に上の(1)赤色で示しているところにつきましては、例えば建築美観誘導地区で申し上げますと、これは昭和57年から制度をスタートさせておりますので、約25年近く誘導を続けております。こういったようなところでは、現在の景観形成の目標、ここに掲げているような内容というものが比較的市民の方々にも知れ渡っているのかなというような状況でございます。

その下の黄色のところにつきましては、一定現在の計画等で打ち出している内容もございますけれども、この内容につきましては、景観目標のイメージについてまだ十分に浸透していないところもございますので、この目標・イメージというものを再度点検しながらつくり上げていくという形になると思っております。これが主体的・先導的に取り組む地

域でございまして、地域の分類図で申し上げますと、地図の中で赤色に示しているところが (1) 景観形成施策に既に取り組んでおりまして積極的な展開を図るところでございます。薄い茶色で示しているところが (2) の景観形成上重要で今後重点的に取り組むという地域をお示しいたしております。

次に、リーディング、大阪市の先導的に取り組む地域以外のところが、市民・事業者の 方々と連携して取り組む一般的な地域になるというふうに考えております。この中も、

- (1) 景観形成に関する発意や取り組みがみられるかどうかという形で分けておりまして、
- (1)がそういう景観形成の取り組みが見られるようなところでございまして、具体的には非常に地域としては限られているんですけれども、図の方で申し上げますと、都心部のところで、ちょうど真ん中に大きな茶色のかたまりがございまして、その下のところに2本横線で濃い緑がございます。そのところにつきましては、現在まちづくりの活動を大阪市が支援を行っておりまして、具体的な景観形成に対する発意等も見られるところでございます。
- (2) のところにつきましては、景観形成に関する発意等がまだないところでございますが、そのうち①のところにつきましては、先ほどと同様でございますが、大阪市がまちづくり活動の支援を行っているところの区域でございまして、図で申し上げますと薄い緑で何カ所か記しているところになります。

大きな2番の景観形成の発意等で分けておりますが、それぞれの②というところ、有志等が自主的な活動を行っている地域などにつきましては、これは大阪市の方で把握できてないところでございますとか、あるいは景観形成の取り組みがまだ余り取り組まれている状況が見えないような状況というのがかなり大阪市の区域を占めているようなところでございまして、図で申し上げますと色付けをしていないところが該当すると考えております。

このような分類をした上で、今後の取り組み方向といたしましては、資料3の右側の欄に記載しておりますように、いずれも関係者の方々、これは地元の市民の方であるとか公共施設の管理者等という形になると思いますが、そういう方々などと協議連携し、景観形成を進めていきたい。既に大きな1の(1)の赤色のようなところでございますが、そういった景観形成施策に取り組んでいるエリアにつきましては、取り組み方向に基づいて景観形成を積極的に進めてまいりたいと。それ以外の地域につきましては、まだ景観形成の目標・イメージづくりに向けての取り組みがまず大事であろうというふうに考えております。

方向としては以上のような考え方をいたしておりまして、この分類を踏まえまして、今後それぞれの区域における取り組みの進め方をどういうふうにやっていくかということが 今後の大きな課題というふうに認識いたしております。

続きまして、2枚目につきましては参考としてお示しいたしております。まちづくり、 あるいはまちなみ形成に関する制度に関して、参考としてお付けいたしております。地図 の方では青の斜線で引いておりまして、具体的には都市計画法に基づく地域地区でござい ますとか、建築指導行政による建築協定などの地区等々につきまして、現在大阪市域内で 取り組まれているものがございますので、参考として表と、それから地図の方に落として おります。

以上が資料1から資料3に基づくご説明になります。よろしくお願いいたします。

○三輪委員長

ですがお願いいたします。

ありがとうございました。大分長い時間の報告を聞いていただきましたが、ただ今までのところで、景観法が大阪市域に正式に適用されることになって、それから、それに基づいていろんな施策が少しずつ動き出してきていると。それから、今度10月1日から始まるのは、大規模建築物の景観に関する協議が本格的に始まるわけでございまして、その準備の体制も整ってきたということを今日の報告は含んでおります。

今までの報告についての何かご意見なりご質問なりありましたら最初に伺いまして、それから今後また次々にまだいろんな施策を組み立てていかなければならないわけでございますので、それに向けてのご意見を後の時間でいろいろといただきたいと思っております。まず最初、今までの報告についてのご質問のようなことがあれば、どなたからでも結構

資料の1という横長の紙が、説明資料がございますが、このA3の紙の左半分は、これはもう終わっているわけでございまして、右半分の黒い太い線が引いてある、ここが今から、目処の立っているのもあるし、目処のまだ立ってないのもある、これは今からやろうということでございます。

今日のいろいろアドバイスをいただきたいのは、この右半分についての事柄でございまして、大きな枠組みとしては、そこの右半分に書いてありますような取り組みが今進んでいるわけでございまして、それから、これを進めていくにつきましては、部会の先生方にもいろいろお力添えをいただくという準備ができている、その体制で今ずっと動いてきているわけでございます。

何かございましたら。部会長の増田先生、何かコメントございましたら。

○増田委員

いや、特別ございませんけど、先ほども説明ありましたように、ちょっと遅れているので気になっているところが、多分市民・事業者・NPOとの連携・協働で、これは全市的に、今回景観法の大きな趣旨の中で、市民参画なり市民主体という話で、それをやっていこうと思うと早くこの景観協定なり市民景観協約あるいは景観協議会ですね、このあたりのところを早急に整備しながら市民にお示ししていく必要性があるのかなと。ちょっと遅れているのはちょっと気になるんですけど、早急に追いついていかないといけないだろうなというふうに思っております。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。

○小林委員

○事務局

大阪市公報の方の参考資料の方のフローチャート3枚目につけてもらってますね。今回、大阪市域全体が景観計画を定めるエリアにしていただいたということで、その中で、従来の建築行為がありますよね、確認申請。全部都市計画の制度に従ってやってることと、決定のいろいろ協議をやるときの順番が、景観形成からいろいろそういう建築計画に対するものの協議をやる、そこはどんな順番で入ってくるのかが……。まずこういう大規模な、例えば建物をつくりたいということを事業者が申し出た場合に、景観から、それはちょっと待ってくださいとかいうのは、どの段階に位置づけられるような形になっている……。

今ご覧いただいていると思いますフローチャートの中で、法的な建築行為というのは、まず建築確認というものを必ず出さないといけない形になっておりますが、それはもう設計者が建築基準法に適合したような形のものを提出すると。その段階ではほぼ計画内容は固まっているという状況でございますので、大阪市は、大規模な建築物につきましては、公共施設の関係を見るとか、それぞれ大阪市が所管している部局とも事前に十分こなしをしていただいてから、確認申請という正式な法律に基づく建築の確認を出していただくという形になっておりまして、その事前協議の段階の中で、この景観法の届出、あるいは届出に先立つ事前協議というものを、その段階で協議をするという仕組みにしております。

ですから、そのフローチャートでいいますと、その中段のちょっと下に建築確認申請というものがございますが、その前の段階で、景観配慮に関する事前協議あるいは景観法に

基づく届出というものをしていただくというふうに考えております。そのときに、協議の際に使っていくのが、先ほどちょっとご説明させていただきました景観配慮事項説明書であり、カラーでお示ししておりますような事例集等を活用しながら、設計者の方あるいは事業者の方々と協議をして、少しでもいいものをつくっていただくというものをやっていきたいというふうに考えております。

○小林委員

建築確認申請より前にこういう協議をやれるようになったと理解してよろしい……。

○事務局

この景観法の届出に移行する前の、要するに今の段階でも大規模事前協議制度というのは大阪市ございまして、その中で景観につきまして事前に協議する場というのはございました。これは景観法の届出に移行いたしましても、そういう事前協議の場というものは、建築確認申請の前にちゃんと位置づけて協議やっていくということは引き続き進めてまいりたいというふうに考えておりまして、実際にそうなっております。

○小林委員

この段階で、今度、市民が事前協議にかかわることができるようになったと理解してよるしいんですか。景観法のことでかかわることができるならば。

○事務局

市民の方と……。

○小林委員

近隣住民とかね、そういう行為を……。先ほどちょっとNPOや何やらいろいろ今度入ってくる話が、どこの段階で入れるのかなというと、これとても、ある意味では今までの流れの中で景観の問題がかなり事前に入れることはすごく意味があるんですけど、実際運用するときにかなり地域住民との説明を、いつ入るのかで、ここ委員会のような内部組織だけでこれが通過してしまうのかというのは、かなり趣旨が違ってくるので、そこら辺どのような考え方でこのプログラムが……。ちょっと私全体のフレームが理解できてない部分があるので、このフローチャートで教えてもらえてたら、どんな仕事が大変なこととして出てくるのかが理解できますので。

○事務局

例えば、今周辺の方々がどういう形でというお話でございましたが、今私ども考えてる 制度の中では、この参考資料2の中にもお付けしているんですけれども、景観計画の届出 をしていただきますと、届出行為の概要書を閲覧できる仕組みになっております。それは どの段階でと申し上げますと、当然、景観法による届出が出てこないとこの行為の閲覧と いうのはできませんので、確認申請前にはご覧いただくことになりますが、こういった形 で市民の方々も一定の情報につきましてはちゃんと把握できるような仕組みにはなってお ります。

○三輪委員長

他に何かございませんですか。他の方はどなたか。

○田端委員

今の話もきっと続きがあるんだろうと思いますが、ちょっと別の話で。

資料1の中ほどの計画策定にあたっての視点という黒く塗ったところのその下の箱ですね、3つ目の丸ぐらいに、これは地域別の景観計画の策定という話と絡んでると思いますが、市域を幾つかのタイプに分類して目標・イメージをつくっていくというふうな話が書いてございますが、この幾つかのタイプというのはどれぐらいのことを考えておられるのかということと、余り大ざっぱにタイプ分けされますと個別地域的な問題がうまくすくい取れないという感じもありますので、そのあたりどんなふうなイメージで考えておられるかお聞きしたいと思います。

○事務局

幾つかのというとかなり複数のというイメージお持ちになるかと思いますが、具体的に 今私どもで考えておりましたのが、先ほど資料3でお示しいたしております大きくは2つ だというふうに考えております。それが、主体的・先導的に取り組む、大阪市の顔となる リーディング地域と、それ以外の、市民・事業者の方々と連携して取り組む地域と、まず この2つに分けております。その大きな2つの地域の中で、それぞれまたこれまでの景観 施策の取り組み状況でございますとか、景観形成に関する発意等が地元で見られるところ があるかどうかという形で細分化はいたしておりますけれども、大きくは2つというふう にご理解いただければというふうに存じます。

○三輪委員長

よろしゅうございますか。

○田端委員

それはそういうことだということですが、そうすると、もう1つ、箱の下の地域別景観 特性調査、これは現在進行中だと思いますが、このあたりの話、これが今日話されていな いんだと思いますけれども、ずっと気になっているので、それの進捗状況を少し聞かせて ください。

○事務局

すみません、その部分については、今日もちょっとお示しできていなくて申しわけございません。実は、ここの箱の中に書いてございますが、市域の景観特性の把握及び類型化ということで、これにつきましては大阪市として現況をすべて、市域がどういう状況なのかというのをまずつかみたいというふうなことで、現況調査を幾つかのポイントで絞ってやりたいというふうに考えております。多分、大阪市の市街化の発展状況等をベースにしながら、現在どういう形で現況の建物等があるのかというふうなことの現況把握というふうに考えております。

例えば、鶴見区なんかは、実はこれ私の出身なんですが、要は旧の集落の部分がございました。その周りには、区画整理されて田んぼ等があって、その後昭和40年代、50年代で街路がきれいに区画整理されましたので、田んぼのところは宅地化されて、現在住宅等が建ってくる、マンションが建ってくるという形で市街化になってきたと。そういうところについて、どういうふうな形で市街化がなされてきたのか、どういう建物等が建ってくる傾向があるのかといったことについて分析を幾つかのポイントでさせていただきながら、私ども大阪市の景観担当としてどういう形で建物等が建てかわっていくのかとかいうふうな分類パターンを把握していきたいというふうに考えております。

そういう部分を持った上で、今後これから景観が、建物がどういう形で建て替わるのか、 どういう傾向にあるのかというのを持ちながら、今後いろいろなエリアの中で建物のまち なみがどういう変更にあるのかというイメージを持って、分類について基本的なイメージ というか変化のパターン、それを私ども把握をして、そのものを含めて類型パターンごと に、景観がこういうふうに変わっていくんだなというふうな予想を我々持ちたいというふ うに思っているところでございます。

ですから、具体にそのパターンを持てたからといって、現実のまちなみの変化がそれに 当たるかどうかというのは、あくまで私どもデザイン課として予想を立てるときのデータ として使っていきたいというふうに今は考えてございます。それをお示しできてなくて誠 に申しわけございません。今後早急にそれをまとめて、一定の形でお知らせできるように したいというふうには考えておりますが、あくまでこれについては市のデザイン課として の変化のパターン、イメージを持ちたいという部分のことを結果として得たいというふう に考えてございます。

○三輪委員長

はい、ありがとうございます。

他に何か。

○渡邊委員

ちょっとお伺いしたいんですが、資料の3ですね、それと資料3-1の関係なんですけども、資料3の一番下の欄に薄い緑色で書いてありますね、(2)として景観形成に関する発意や取り組みが見られない地域と。そのうちの2のところなんですよ。有志等が自主的な活動を行っている地域。ところが、この色が資料3-1の四角の枠の中では緑になってないんですよね。資料3-1の四角の枠の一番下に書いてございます2の有志等が自主的な活動を行っている地域など、これは緑で示してないというのでちょっとわからないんですけど。資料3の色付けがちょっと違いますので。

○事務局

申しわけございません。地図の方が正しい状態でございまして、この表の、今、先生が おっしゃっていただきました下の段の2の(1)の②と、それから(2)の②のところに つきましては、グレーといいますか白地でございまして、図の方が正しいということで、 申しわけございません。

○渡邊委員

わかりました。

○三輪委員長

ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。

もしなければ、一応現況の進みぐあいのご報告はいただいたと。若干のそれでご質問とかご意見もございました。それで、議題の1は終わりまして、2で今後の進め方について、これはいろいろまたご意見いただきたいと思うんですが、その前に、3番のその他で届出マニュアルの色刷りの資料が、先ほどちょっと説明がありましたが、これをちょっと一度見ていただいて、これまたいろいろお気づきの点があればアドバイスをいただきたいと思いますので、これを先にやらせていただいて、あと最後のところで若干の、今後に向けてのアドバイスなどをいただければと思います。

3番の報告をお願いします。

○事務局

それでは、資料4の大阪市景観計画に基づく大規模建築物等の届出マニュアル(仮称) の作成についてご報告をさせていただきたいと思います。

資料4と参考資料2をご用意ください。参考資料2の5枚目に第3号様式の景観配慮事項説明書というものがありますが、大規模事前協議の際に、設計者、事業者の方々と窓口で協議をする際に、この説明書を記載していただくことになるんですが、さすがにこの資料だけではなかなかイメージしづらいものがあるかと思いますので、別紙のA3のカラー版の景観配慮事項に関する事例集を作成し、これを参考にしながらデザインについて計画をしていただきたいと大阪市として考えております。

A3のカラー版を開いていただきますと、景観配慮事項説明書の2番の建築物の建築等、及び3番の工作物の建設等について、それぞれ事例を挙げさせていただいております。それぞれ項目を分けておりまして、外壁、バルコニー等、屋外階段、建築設備という形で、順番に景観計画に定めております基準に沿った形で、いい事例ではないと思いますが、ましなものを今載せてさせていただいてまして、8月22日に開催いたしました講習会でもこの資料配らせていただいておりますが、内容につきましてはまだ不十分なものばかりですので、今後、充実させていきたいと考えております。

それにつきましては、資料4に位置づけのフロー図を書かせていただいているんですが、これまで景観計画を策定していきまして、10月1日から届出が始まるということで、今後建築物等の誘導による良好な景観形成を進めていくための1つの資料となるように、下から2番目に大阪市景観計画に基づく大規模建築物等の届出マニュアル(仮称)の作成ということで構成案を書かせていただいておりますが、今1番から4番のうち3番の資料をお示しさせていただいております。今後、この構成案にありますように、大阪市の都市景観の変遷でありますとか、これまで蓄積してまいりました各種デザイン指針の総合的なダイジェスト版でありますとか、景観計画等に関するQ&A等をまとめたものを1つの冊子として3月末を目処に作成してまいりたいと考えております。

ただ、この冊子をつくるに当たりましては、今回、8月11日に景観整備機構として指定させていただきました大阪市都市工学情報センターの方と一緒に本を今後作成してまいりたいと考えておりますので、この事例集の中で、まだまだ私たちも力足りないところがあると思いますので、先生方に何かアドバイス等をいただけたらありがたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、ご説明させていただきました。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。資料の4というのが、これが今お考えになってる目論 見ですね。こういうものをマニュアルに仕立て上げていって、皆さんの便に供したいと。 それで、その一部分の言うならば見本刷りが今日皆さんのお手元にあるというようなこと でございますが。

はい。

○岩井委員

ページがないのであれですけど、記入事例というのがA3のカラー刷りの一つ前にあるんですけれども、建築物の垣又はさくというところが、街路との一体的整備、あと安全性と快適性となっているんですけど、その基準というところ、公共空間に面して云々と書いてあるんですけれども、これ何か一体的整備――一体的整備なんだけれども、建築物でいう場合は敷際景観の形成みたいな、敷際という言葉が入った方がいいんじゃないかなという気がするんですけどね。あなたのところの敷地とこの公共の街路の敷地との間の敷際をどうにかして欲しいんで、それは一体的整備になるんですけど、ちょっと言葉としてそういうのが欲しいかなという気がしました。

それからもう1つ、ちょっと色彩のことで気になるんですけど、基準の方は、書きようがないのかな、周辺景観に配慮することと。配慮したよと言って、非常に対比的な色彩で目立つようにつくっても、私は配慮したんやと言われたらしようがないみたいなところになって、二重丸が三重丸ぐらいになってきてもしようがないかなというところあるので、何かこれを、記入事例では周辺になじむようにって誘導的に書いてらっしゃるのでいいんですけれども、逆にいえば対比してても美しいというのもあるしね。その辺何か、最後の記入例が対比なのかなじむようにしてるのかということが、配慮の中に2種類あるので、非常に極端な2種類があるので、そこがわかるようなことができないかなという気がします。何となく実質運用していくときにちょっと危惧する面があって、ちょっとその2つが私は非常に気になった。

後は、そういう延長線なんですけど、このカラーの事例のところにも、それからこちら側の書き込みのところにもあるんですけど、例えば縦樋の配管とかそういうものは、壁と同色に塗っているから良いのだという論調にずっとなっているんですね。でも、ポンピドゥーセンターじゃないけれども、それこそその部分、変に壁と同じ色に塗るよりも際立たせた方が美しい場合もあるので、ちょっと読んでて抵抗があるし、この写真どこかにあり

ましたね、オレンジの2ページの2つ目かな。倉庫の壁面に配管が露出しているが、目立たないよう外壁の色に合わせたって、これ横にブルーのラインが入れてある、ALC板に一色塗ってあって、縦どいがもの凄い違和感あるんですね、この写真。これやったら横に塗らんと、この樋だけブルーに塗った方がよっぽどきれいやないかという感じしたり。ちょっとここ引っかかります。どうしたらいいのかなというのはちょっとわからないですけど。特殊なことを言い過ぎてるのかもしれないですけど、絵を見たときにこれおかしいと思うんですね。それこそ配慮していただきたいなという気がする。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。これ参考にしてください。

○事務局

参考にさせていただきまして、よい事例を探させていただきたいと思います。

○三輪委員長

それから、もしあれだったら、幾つか修正提案を考えて、先生のところにお邪魔して、 悪いけど先生教えてください、ご教示をいただく、そういうことも考えてください。やっ ぱりいいものをつくっていかないといけないので。

○増田委員

それに関連してよろしいですかね。資料4の整備機構の都市工学情報センターとともに届出マニュアル案の作成が構成案としてあると。都市景観の変遷があって、景観の基礎資料、これは今まで各種いろんなデザイン指針を出してきたわけですよね。景観配慮事項の事例集のその一部が今日ここにあって、Q&Aは何個かこれから実績も出てくるでしょうけど、これは一度この景観委員会なんかに素案レベルで諮るということはお考えいただいてるんですかね。いかがでしょう。あるいは専門の強い先生に少し事前に見ていただくとかですね。

○事務局

今日もご報告させていただく――今、途中段階で本当の一部でございますが、途中経過につきましては逐次景観委員会の方にご報告をさせていただきたいと思います。また同時に先生方からご意見ちょうだいして、いいものにした上でまたお示しをさせていただきたいというふうに考えておりますので、今日ご報告したので、後はでき上がって、それできましたという形にはするつもりはございませんので、よろしくお願いいたします。

○三輪委員長

他に何かございませんか。

田端先生、どうぞ。

○田端委員

景観配慮事項に関する事例集でわからないところがあるんですが、①のページで、下の方にA、B、Cというのがあって、Aは位置に配慮とかいうのが書いてあります。これは、どういう対応してるんですか。上の方は、また左上にA、B、C、D、Eまであって、これは写真の左上に付箋みたいなのが張ってあって、これはこう対応してるんだろうなというのがわかりますが、今の下のA、B、Cというのはこれ何だろうな。あるいは次のページの――次のページは写真に対応してるわけですか。ちょっとわかりにくいんですが、それが1つです。

それから、その前の景観配慮事項説明書の書式ですね、記入事例でもいいんですが、これ見ていきますと広告物についてというのが、ページの右側の附属設備のところで広告物、サイン等というのが出てきますが、それだけなんですね。広告物についてはもっと、先ほどの資料3なんかでももう少し記述があったと思いますけれども、そのあたりのウエートは、この記入事例といいますか、景観配慮事項説明書の項目が少しこんなことでいいのかな、ちょっと不足ぎみなんじゃないかなという感じがちょっとするんですが。2つです。

○三輪委員長

今のご意見の趣旨わかりましたか。インデックスのつけ方と、それから見出しの色とか A、B、Cとかって、どのページの分だけしかこれは対応しないとか、このページの右半 分に対応するインデックスだとか、その辺の相互関係が見えない。

○事務局

A、B、C、D、Eと書いている凡例につきましては、3 号様式の着眼点と書いているところの言葉をこちらの事例集の方に持ってきています。各ページにA、B、C、DであったりA、B、Cという形で分けてまして、外壁であればA、B、C、D、Eの凡例が該当する。バルコニー等であれば、下にありますA、B、Cの凡例を該当させるようにつくっております。ただ、建築設備につきまして、そのまま1ページ分同じ凡例になりますので、右側にA、B、C、D、E、Fという形で示させていただいております。写真にはFの写真がないんですが、やっております。それが各ページ、附属設備であれば左側のページの右下にA、B、C、色彩であれば真ん中の段にA、B、Cという形で、A、B、Cの

色分けは同じにしてるんですが、その中の着眼点の言葉が違うという形で、それぞれページによって分けております。

あと、附属設備にありました広告物、サイン等の事例については、ちょっと今回明確に わかるような写真が載せられておりませんので、今後追加してまいりたいと考えておりま す。

○三輪委員長

その辺はまた少し改良してください。これわかりにくい。

○田端委員

特に①のページのところの、これ左の方と右の方ページが違うということですね、これ はつまり。

○事務局

今回資料がA3で打ち出していますのでややこしいんですが、冊子にした場合ここ真ん中でページが割れますので見やすくはなると思うんですが、改良させていただきたいと思います。

○三輪委員長

やっぱり読み違いのないようにわかりやすくお願いします。 先生、何か。

○小林委員

大阪市がこの景観計画の区域を市全域にしたということはとても重要なことで、特に今まで風致とか美観地区で頑張ってたところは、そこまでは踏み込まないことの方が多いと思うんですよ。ですけど、大阪市がそれをとられたという英断はもの凄く評価してます。でも、それに付随して、普通の建築行為自体がかなりいっぱい引っかかってくるということがあるので、市民に協力してもらわない限りとても大変なことになるだろうと。一番いいのはやっぱり市民がこうして欲しいということをきちっと、行政のシステムを通して協議の中に、いろいろ情報もらった段階で、事業者といい関係がつくれるかどうかが決め手になると思います。

その意味で、今日もらった資料の中で、大阪市景観計画区域内における行為の届出書の 記入についてというのが、最初にこれを見てつくられて事業者が持ってきますよね。その 中のフローに、建築確認申請に至るまでに事前協議をやられると。これは市の方の都市デ ザインの、ここが全部担当される仕事になるというふうにまず理解を私はしました。 その時に、先ほど言いましたけど、市民が、例えばこの見本の中で右下に赤い建物みたいなのがつくられるということを何となく知っちゃったと。ここにあった保存すべき木も切り倒すらしいということを知ったときに、これは何かとめる方法はないのかということを意図したときに、それを従前に知りたいといったら、どうしても資料の閲覧が必要になりますね、情報公開で。それをいつの段階で知ることができるのかという、そこの書いてあるのが、何となく資料の閲覧のところには一応書いてはあるんだけど、そこら辺の仕組みをどうつくられて設計されてるのかというのが非常に私は関心を持ってます。

なぜなら、多くの建築行為の、大体その地域に計画が進んでから情報がわかって、それで縦覧期間が大体足りなくて、すべて行政が許可した後に、確認申請も全部通った後に問題が拡大していって、市民と行政の間がとても不信感が出てきてしまうというのが、いろんなところで景観問題を起こしている1つの大きな素因なので、そこら辺のことを少しわかりやすい形で説明していただけたらありがたいと。

○北村計画調整局計画部長

計画調整局の計画部長の北村でございますけれども、先ほど来、恐らく建築活動にかかわってくる周辺の住民の方々とのいわゆる建築紛争にかかわるお話だと思っております。 その辺につきましては、私ども景観行政だけじゃなしに、都市計画行政なり、今日も参加しています住宅局の方の建築指導行政、非常に悩ましい課題だと――悩ましいというのは迷惑なという意味じゃなしに、どういった解決策を見つけていくべきかということでの悩ましいという意味ですけども、その中で、景観の先ほど来ご指摘のフローに基づきます流れでいきますと、先ほどちょっとデザイン課の方でお答えさせていただきましたけれども、閲覧というのはすべての手続が完了してからの閲覧ということになりますので、今先生おっしゃってるのは事柄が決まる前の縦覧といいますか、都市計画でいえば市民の方に対する公衆縦覧というのが法的に手続ございますけども、その辺の話だと思っております。

それで、残念ながら私どもの立場としまして、やはり建築行為をされる方にも個人情報というものがございますので、いわゆる個人情報の保護という観点からも、そちらの方の部分も一定配慮していかないかんということがございます。ということで、今、現実の大規模建築物の事前協議にかかわりましては、私どもの方がそういう物件が出てるよということを市民の方にお知らせするすべはございません、システムとして。ただ、大規模建築物の事前協議を受ける際に、やはり私どもとしまして周辺の住民の方にご説明をちゃんとしてるかということについては、これは私どもの局の都市デザイン課の隣に開発指導課と

いう課がありますけども、そちらの方が受付窓口になっておりますけども、そちらの方で 施行業者さんに対して指導をさせていただいているというのが現状としてございます。

それをさらに、先ほどの建築紛争というものを一定うまく着地していくといったらちょっと表現あれですけども、やっていくという中で、きょう出ています住宅局の建築指導部の方で、建築確認を受け付ける前の縦覧制度といいますか、それを考えてますので、その辺ちょっと説明を……。

○梅村住宅局建築指導部建築企画課長

建築指導部の建築企画課梅村でございます。

今、北村部長の方からお話ありました、私ども今年度6月末から制度を実施しております建築計画の事前公開制度というのを発足しております。この制度、今ご紹介させていただきました、いわゆる周辺の方々が、先生もおっしゃった情報を知るのが非常に遅いと。もっといえば、建築確認がおりて工事をする段に初めて知ったような、そういったことで、本来話し合いの中でひょっとしたら解決できたこともあったかもしれないけども、今さら戻れないというふうなこともありまして、そういった中で行政としてこうしなさいということは、法的に建築基準法に適合してればできないので、やはり早い段階で話し合いをしていただけるように……。ただ、個人情報との関係もあります。

ですから、役所の方でいただいた資料を出すということでなくて、事業者の方が建築確認を出すよりも前に周辺の方々への説明――それから、説明だけではなくて現地に看板を立てるというふうな制度をこの6月末から取り入れております。具体的には、建築確認申請をする30日前、つまり1カ月前までに、現地にまず看板を立ててくださいと。そこに建築計画の概要を書いていただくということ。それから、周辺の方々、一定の範囲です、建物の高さのエリアぐらいですが、その方々は少なくとも説明をしてください。当然、それよりも外の方にも求められれば説明していただくということになります。

この事前公開制度、1つの特徴は、今お話がありました、いわゆる従来の文字情報で看板を表現するのではなくて、そこに、周辺の方一番気になるのはどんな建物が建つのかというのが気になるので、当然説明を受けたらいいんですけども、それが一目でわかるように立面図なり建物の配置図ですね、それを看板に入れていただくようにしてます。それによって大体のプロポーションはまず把握することができます。その中で、住民の方も事業者に対して、当然建築主がどの人で、連絡先はここだというのは表記してもらいますから、その中で住民の方と事業者の間での話し合いがなされていくと。できるだけ早く情報が伝

達されるように、そういった中で紛争をできるだけ円滑に解決していきたいという思いで 今年度から取り入れることにしております。

規模として、大規模建築物事前協議制度よりももう少し小規模なものも含めまして、高さ20メートル以上の建物すべて対象にしておりますので、ほとんど市民の方々が関心を引かれるような建物は網羅されてくるんではないかなというふうに思っております。

○小林委員

今回の景観法というのは都市計画の中でやられるので、個人の権利を制限していくというところがすごく強いものがあって、最終的にデザインがいい悪いって、ほとんどそういうことじゃなくて、その建設行為が禁止する形まで出てくるわけですよね。計画区域も非常に重要なものとして指定されたら。ですから、周辺のところにどれだけ事前の情報を出せるかというのは、ある意味ではリスクを事業者側が回避する上でも、行政がそこをある程度オープンにしとかないと、責任問題は必ず、建築確認で許しといて、何で、後でこんなの、上からちょん切りなさい――例えば国立の訴訟とかああいうことの、責任を今度行政が判断の誤りだということで負わされる可能性も出てくるわけなので、なるべく教えないというより、事前にどれだけ周辺の合意を得られてるかという制度を、1つのガイドラインでとにかく示していくという……。基本的にアメリカの都市整備手法を日本はどんどん入れてますから、多くの時間を割くのは、この行政プロセスに入る前のところに、どれだけ事前に周辺住民と近隣住民との間でいろんな合意というより理解が深まってるかが1つ大きなかぎになると思うので、今回のフローの中で、事前というプロセスだけを書かれちゃうと、そこの部分がほとんど見えてないので、とても気にはなってますのでよろしくお願いします。

○事務局

今、先生いただいたご意見で、今回お出ししたフローは景観法の流れ、届出の流れだけ しか載せていませんので、今梅村課長の方から出てきた話、それからキャスビー等も使っ て事前にデータ出るという部分もございますので、そういうふうなことも、事前にどこの 時点で情報を知れるかというふうなことも含めて、この流れについてはそういったものも わかるような形に書き直しをする方向で、検討をもう1回再度させていただくというふう に考えてまいります。

○三輪委員長

ありがとうございました。

はい。

○藤本委員

今のお話非常に重要だと思うんですけれども、関連ですが、私もほかの自治体ですけれども、大規模届出のアドバイザーを何件かしてるんですけれども、やはり大規模届出で出てきた段階ではかなり敷地も決まっておりますし、事業的なことも決まってることが多いんですね。そういう情報公開でできない部分もあると思うんですけれども、事業者がもし望めばできるような体制を、今の建築確認とは別にまた景観の方でもつくっていくことも考えてもいいんではないかなというふうに思います。特に地域が頑張ってらっしゃって何か協議会を設けられてるとか、そういうところについてはもっともっと事前に、本当に最初のフローの頭のところあたりですり合わせをするようなシステムを将来的には考えていくというようなことも必要ではないかというふうに私は思っています。

以上です。

○三輪委員長

はい、ありがとうございました。また貴重なご意見なので参考にしていただきたいと思います。

ほかに何かお気づきの点などございませんでしょうか。

○増田委員

1つだけよろしいですか。専門部会の方から言ったらおかしいのかもしれませんけど、 先ほどの田端先生からのご意見で、地域別景観特性調査の生かし方みたいな話が先ほど出 てたと思うんですけど、これ多分当面は都市デザイン課のひょっとしたら内部資料になる のかもしれませんけど、資料3-1見ますとかなりの部分が極端なことを言うと自抜きで、 景観形成の方向性みたいなやつが、なかなか地域で合意もされていないし見出せてないと。 そういう場合に、この調査を受けて市街地類型別ぐらいの感じで、こういう方向性が考え 得るんではないかというふうなことが、どこかの時点でオープンすることによって地域側 のモチベーションが高まるなり共有できる方向性が高まっていくと思うんですね。そのあ たりも少し、これはその3年のアクションプランに書き込むのか、あるいはもう少し長期 的視点になるのか。

このあたりが部会の中でも、大阪市の景観計画のマスタープランそのものをもう少しどう詳細化していくかとか、もう少しどうめり張りをつけていくかという議論も出ておりまして、多分その辺の生かし方ですよね。多分これが、今日お示ししていただいたリーディ

ングのエリアと一般エリアという枠組みはどちらかというと制度的枠組みでできてて、も う一方は、特に問題になってるのは、この一般というあたりのところの景観の目標像みた いなやつをどう市民の人に知っていただくかということが非常に大事やと思いますので、 その辺少し今後ご検討いただければと。

○三輪委員長

いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。

また他にもいろいろあろうかと思いますが、そろそろいい時間になってまいりましたので、特にもう一言これが言いたいというのがなければ、このあたりで議題は終わりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

幾つも貴重なご指摘をいただきまして、それから今の部会長さんからの話は、要するに 今制度を組み立ててる、そのプロセスから地域に向けて情報発信をして、いろんな地域か らの反応をいただいて、それを制度設計の中に行く行くは織り込んでいこうという、そう いうことも大事かというようなことだったと思いますが。

それから、建築確認に入る直前でのいろんな意味の、事業者に計画、プロジェクトをオープンにするように協力を依頼していくという、これもいろんな意味で非常に大事かと思います。またよろしくひとつお願いいたします。

それでは、一応、今日のところの議題3つ終わりにさせていただきまして、今日の座長、 これで私無罪放免で解放していただきたいと思います。後の議事進行をどうぞ事務局でお 願いいたします。

○事務局

三輪委員長、どうもありがとうございました。委員の先生方、貴重なご意見いただきまして、本当にありがとうございました。本日いただいたご意見をもとに、私ども再度景観形成推進計画の作成に向けて、検討を部会の先生方とともに進めさせていただきたいというふうに考えております。できるだけ部会での検討について、事務局の方として作業を早急に進めながら、次回景観委員会の方に報告できるよう取り組んでまいりたいと思います。私どもといたしましては、やはり今年度での推進計画の作成を目指してまいりたいと、そういうことで努力をしてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

今後とも委員の皆様方には、本日お出しした資料まだ途中過程のものも結構ございます ので、また私どもの方から貴重なご意見いただきに上がらせていただきたいという場面も 多々あると思いますが、よろしくお願いいたしたいと思います。 それでは、次回の委員会につきましては、私どもとしてはできれば11月あたり、中下旬ぐらいになるかもわかりませんが、そのあたりを目処にというふうなイメージを持ってございますが、それにつきましてはまた、私どもの作業がこれまでも遅れ気味ということもございましたので、その進捗状況を、私どもスピードアップしながらも、また再度日程調整をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これを持ちまして、本日の第22回都市景観委員会を閉会させていただきたいと思います。 本日はどうもありがとうございました。

閉会